

【講演レポート】JIPDEC セミナー「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護～データ越境移転ルールの最新動向～」

## 講演「社内のデータ管理の基本となるデータマッピングについて紹介」

JIPDEC 電子情報利活用研究部 調査研究グループ  
グループリーダー 松下 尚史

### 個人データの安全管理措置

EU の一般データ保護規則 (GDPR) では説明責任の原則に沿い、管理者は個人データの処理がなされていることを証明する必要があり、技術的および組織的な措置の一つとして、取扱活動記録の保管 (データマッピング) ([GDPR 第 30 条「取扱活動の記録」第 1 項](#)) があります。GDPR のデータマッピングを背景として、日本では個人情報保護法第 23 条「安全管理」で個人情報を取り扱う事業者はデータの安全管理のために「必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定めていることから、個人情報保護委員会 (PPC) がデータガバナンス (民間の自主的取組) として、2022 年 12 月に[データマッピング・ツールキット \(以下、ツールキット\) を公開](#)しました。データマッピングが安全管理措置の一つとして役立つとともに、データの管理場所の確認により安全な保管場所への移行等の対応にも繋がる、ということから、ツールキットに注目が集まり、約 7,000 件以上ダウンロードされています。

### データとは

最近、データは経営資源「ヒト・モノ・カネ」のうちの無形資産の一つと捉えられるケースが多く、社内のデータを正確に把握すること＝経営資源を正確に把握することと考えられます。

データとは、価値を持たずに保管されているもので分析・解釈・利用することで有用な情報に変換できる事実や数字を指します。関連する知識と知識をつなぎ合わせて新たな価値創造につなげていけることから、多くの企業がデータを重視し、さまざまなデータの利活用に取り組まれていることと思います。また、データの正確な把握が新たな価値創出という攻めの取り組みにも繋がります。

経済産業省が制定した「[デジタルガバナンス・コード 3.0](#)」では、経営ビジョンの実現に向けた戦略＝DX 戦略 (データとデジタル技術を活用する戦略) と示されており、データをどう使うかがこれからの社会において非常に重要なファクターになってくる、つまりデータマッピングを行うことが DX 推進にもつながっていくと考えられています。

### データマッピングの意義

データマッピングとは、事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理し、取得状況等を可視化することであり、個人情報保護法を含む、当該データに適用される法令の遵守状況の把握にもつながります。また、当該データの取り扱い状況に起因するリスクへの対応も実施可能となります。

個人データのデータマッピングは、個人情報保護法第 23 条「安全管理措置」で定める個人データの安全管理措置の一つの手法として、[「ガイドライン通則編 10-3 \(3\)」](#)に記載されています。個人データの項目責任者、取扱部署等をあらかじめ明確にし、個人の取り扱い状況を把握可能にするもので、組織的安全管理措置の個人データの取り扱い状況を確認する手段の整備の一つに該当します。

## データマッピングの手順

データマッピングは、まずデータマッピングを行う責任者（部署）を決定し、次に目的の設定やデータマッピングを行う項目と対象データの範囲設定、データマッピング表の作成、記入、確認、必要な対応、表の更新を行っていきます。

PPC のデータマッピングの手順は図 1 のとおりです。ここでは、目的と項目の設定例などが示されていますが、たとえば、個人データの越境移転規制等を中心に確認することを目的とする、セキュリティが適切に施されているかを確認する、など、自社のリソース等を照らし合わせながら、データマッピングの目的や対象項目を絞る、または広げるなどの判断をしていけばよいでしょう。

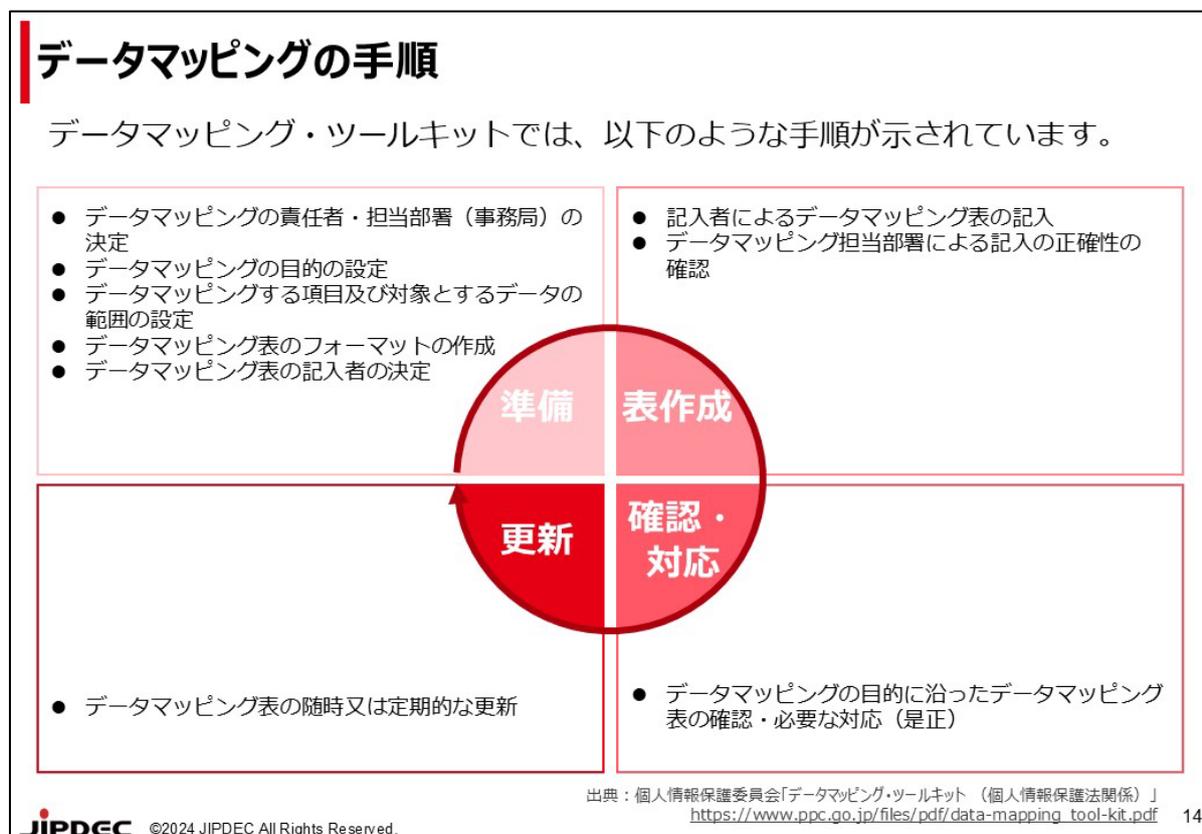


図 1. データマッピングの手順

## 個人データの越境移転規制への対応

ツールキットでは越境移転について、①外国にある第三者への個人データの提供、および②外国において個人データを取り扱う場合のチェックリストがそれぞれ提示されていますのでご参照ください（図 2）。なお、データの取り扱い等については相手企業との契約内容に依存する場合がありますので、このチェックリストの結果をもとに専門家に相談する等で最終判断するのがよいでしょう。

## 特に越境移転を伴う場合は注意！

- チェックリストの結果を用いて専門家に相談する等をして最終的に各事業者で判断してください。

### 外国にある第三者への個人データの提供

委託先・再委託	委託の場合には第三者に提供していることになります。
第三者（親会社・子会社等のグループ会社を含む）への提供	委託以外の第三者提供の場合には第三者に提供していることになります。
クラウド利用	契約条項によってクラウド事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められていない、または、クラウド事業者が個人データにアクセスできないように適切にアクセス制御を行っていない場合は、第三者に提供していることになります。

### 外国において個人データを取り扱う場合

外国の現地事務所等に従業員がいる	外国の現地事務所勤務している従業員、役員等がこれに当たります。また、データが国内のサーバに保存されていたとしても、外国にある自社の従業員にアクセスを認めていれば、これに当たります。
委託・再委託	外国に本店所在地がある委託先、再委託先にデータの取扱いを委託している
アクセス権	外国にいる委託先、再委託先の従業員に対して、データの利用・アクセスを認めている。
クラウド利用	利用しているクラウド事業者や委託しているクラウド事業者の本店所在地が外国にある。
サーバや保存国	データを保存しているサーバや保存国が外国にある。（委託先・再委託先含む）

出典：個人情報保護委員会「データマッピング・ツールキット（個人情報保護法関係）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/data-mapping\\_tool-kit.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/data-mapping_tool-kit.pdf) 17

JIPDEC ©2024 JIPDEC All Rights Reserved.

図 2. 越境移転に関するチェックリスト（PPC データマッピング・ツールキット別紙 2、3）

データマッピングを進めることにより、グローバル化に対応した適切なデータ管理が実現していきます。グローバルに事業を展開する場合だけでなく、国内事業のみであったとしても、海外のデジタルサービスを使用する機会が増えているのですから、しっかりとしたデータ管理を攻めの第一歩として、DX 戦略を推進していただきたいと思えます。



JIPDEC 電子情報利活用研究部 調査研究グループ グループリーダー  
松下 尚史

青山学院大学法学部卒業後、不動産業界を経て、2018 年より現職。  
経済産業省、内閣府、個人情報保護委員会の受託事業に従事するほか、G 空間関係のウェビナーなどにもパネリストとして登壇。その他、アーバンデータチャレンジ実行委員。  
実施業務：

- ・自治体 DX や自治体のオープンデータ利活用の推進
- ・プライバシー保護・個人情報保護に関する調査
- ・ID 管理に関する海外動向調査
- ・準天頂衛星システムの普及啓発活動 など

本内容は、2024 年 9 月 20 日に開催された JIPDEC セミナー「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護～データ越境移転ルールの最新動向～」での講演内容を取りまとめたものです。